

～子育て環境日本一へ！～ 京丹後市子育て支援ごみ袋支給事業を開始

令和元年9月24日
京丹後市役所

市では、子育て支援ごみ袋支給事業として、紙おむつを使用する子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることを目的に、10月1日から、紙おむつ排出用ごみ袋（市指定ごみ袋）の支給を開始します。

対象世帯

市内に住所を有し、2歳に達する日までの乳幼児がいる世帯。

支給

乳幼児の年齢に応じ、市指定ごみ袋（可燃ミニ20ℓ）を支給。ただし、乳幼児1人につき、1回限り。

10月1日以降、出生または転入の届出があった際、受付窓口等で申請手続きを案内。

乳幼児の年齢	支給枚数
出生から6カ月に達する日まで	200枚
6カ月に達した日の翌日から1歳に達する日まで	150枚
1歳に達した日の翌日から1歳6カ月に達する日まで	100枚
1歳6カ月に達した日の翌日から2歳に達する日まで	50枚

【遡及支給について】

以下の世帯で、対象となる乳幼児がいる場合に、遡ってごみ袋を支給。

▶平成31年4月1日以前から市内に住所を有している世帯

平成31年4月1日時点の乳幼児の年齢に応じた枚数のごみ袋を支給。

▶平成31年4月2日から令和元年9月30日の間に新たに市内に住所を定めた世帯

市内に住所を定めた日（届出日）時点の乳幼児の年齢に応じた枚数のごみ袋を支給。

※遡及支給の対象となる世帯には、9月下旬から10月上旬に申請書類等を郵送。

※申請書受付期限：令和元年12月27日（金）

受付窓口について

- ・健康長寿福祉部健康推進課（峰山総合福祉センター）
- ・各市民局（峰山を除く）

問合せ先
健康長寿福祉部 健康推進課
電話 0772-69-0350